

全 体 構 想

第3章

分野別まちづくり方針

■分野別まちづくり方針について

まちづくりの将来像を実現するため、まちづくりを構成する主な分野を次の8つに分類し、体系的にまちづくりの方向性を示します。

■分野別まちづくり方針の構成



【分野別まちづくり方針の内容】

分野別まちづくり方針は、それぞれ大きく次の内容を示しています。

■ 基本方針 まちづくりの基本的な考え方を示します。

■まちづくり方針 個々のまちづくり方針・施策を示します。

「土地利用の方針」「交通体系整備の方針」「水と緑のまちづくり方針」はまちづくり方針図を示します。

※各分野はそれぞれ密接に関連しており、施策が複数の分野に重複している場合がありますが、1つ1つの施策が独立して分かるようにするために、必要な施策を適宜記載しています。

1. 基本方針

- 将来都市構造の実現に向けて、町民の生活と来訪者の活動を支える拠点・軸が相互に連携する、機能を効率化したコンパクトな土地利用を進めます。
- 中心市街地の賑わい創出に向けて、都市機能の充実・強化、既存ストックの有効活用、まちの活性化に必要な機能整備など、計画的な土地利用を進めます。
- 伊達桑折ＩＣ周辺は、交通利便性等のポテンシャルを活かし、流通や地域振興など多様な機能立地を目指すとともに、地域社会の持続性を高める土地利用を進めます。
- 既成市街地の住宅地については、身近な生活基盤の充実や多様なニーズに配慮した住宅の供給など、良好な住環境を保全・誘導する土地利用を進めます。
- 市街化調整区域の既存集落地については、豊かな農業環境と共生したコミュニティの維持・再生を図ります。
- 農用地は、農作物の供給や自然環境の保全など多面的な機能を有するとともに、農村景観の形成といった側面も併せ持っているため、効果的な施策を展開することで維持・保全を図ります。
- 都市計画制度については、計画的な土地利用や効率的な都市計画行政の推進を図るため、必要に応じて区域区分や用途地域、都市施設、地区計画等について策定・見直しを検討します。
また、「地域の実情を踏まえた、「桑折町市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」の策定を検討します。

2. まちづくり方針

将来都市構造の各エリアにゾーンを設け、特性に合った土地利用を推進します。

(1) 都市構想エリア

① 住宅地ゾーン(住居系用途地域等)

良好な住環境を保全・形成する土地利用を推進します。

- 市街地の生活道路や公園などの充実により、安全性・防災性・快適性に配慮した住環境の向上に努めます。
- 良好的な市街地の形成に向け、地区計画やまちづくり協定、建築協定等を検討します。
- 市街地内農地については、災害時に一時避難所（オープンスペース）としての利用も可能なことから、防災協力農地を検討します。
- 市街地の空き家・空き地については、「桑折町空家等対策計画」に基づく、「献上桃の郷」移住定住促進空家バンクの充実など、各施策に取り組むことで適正管理を促進します。
- 酒井中学校周辺については、公共公益施設が集約され、既成市街地化が進んでいるため、市街化調整区域における地区計画制度等を活用して、周辺環境と調和した土地利用を検討します。
- 桑折地域の住工混在地区については、立地企業の操業環境と良好な住環境の両立のため、周辺地区と共生した環境の維持・充実を図ります。



② 商業地ゾーン(町中心商店街等)

活気と賑わいのある、昔ながらの住商混在型の商業地再生を図ります。

- 計画的な市街地整備や観光案内機能の設置など、都市空間の魅力向上を図ります。
- 中心商店街の既存ストックを有効活用し、民間活力の誘導・官民連携により、商業、文化、情報、医療、介護福祉、教育などの都市機能の充実に努めます。
- 中心商店街の賑わい創出に向けて「交流」「子育て」等の機能が充実した「ここにしかない複合施設（商業施設・認定こども園等）との連携を検討します。
- 中心商店街の活性化や民間資本の誘導によって、身近な買い物・飲食店等の機能の集積を図り、地域コミュニティに対するサービス機能の充実を推進します。
- JR 桑折駅前については、賑わい形成や交流促進に資する都市機能の検討を図ります。また、適切な維持・管理に努め、美化活動（花いっぱい運動や清掃）により、魅力の向上を図ります。



③ 沿道生活サービスゾーン(国道4号、(一)飯坂・桑折線、町道202号沿道の一部)

住宅や地域に身近な店舗、地域振興など、幹線道路の沿道環境に相応しい土地の高度利用を図ります。

- 国道4号沿道の市街化区域外については、市街化調整区域における地区計画制度等を活用して、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

④ 工業地ゾーン(工業拠点:桑折工業団地周辺)

立地企業の操業環境の充実に努めるとともに、周辺地域と共生した、良好な工業地の形成を図ります。

- 立地企業の操業環境の充実に向け、関係機関と連携を図りながら、要望調査や必要に応じた整備等について検討します。



⑤ 複合機能創出ゾーン(複合機能創出拠点:伊達桑折 IC 北側一帯)

交通利便性等のポテンシャルを活かし、流通や地域振興など多様な機能立地を目指します。また、機能導入に向けて、周辺環境と調和した利用調整を実施します。

- 立地機能については、幅広い可能性を研究・検討します。
- 機能立地の実現化については、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づく実施計画や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画、地区計画制度など、適切な手法を活用します。



(2) 農地・集落エリア

① 農村集落ゾーン(農用地区域以外)

既存集落地については、農業振興との連携を図りつつ、生活道路や排水施設、コミュニティ施設等の改善・整備に努め、豊かな農業環境と共生した集落環境の維持・向上を図ります。

また、地域生活拠点は、公共施設や生活利便施設等が集積する地区の中心地であるため、機能の充実を図るとともに、コミュニティ維持に向けて区域指定や地区計画制度等の活用を検討します。

その他の土地利用については、周辺環境と調和した利用調整を前提に、用途に合わせた保全・整備・検討を適宜に進めます。

- 住環境の形成、産業の誘致、地域振興等のため計画的な整備・誘導を必要とする地区については、地区計画制度等を活用し、周辺環境と調和した土地利用を検討します。
- 定住・二地域居住が見込まれる地区的空き家（福島県開発審査基準を満たす既存建築物）については、賃貸住宅への用途変更を検討します。
- 市街化調整区域の空き家については、「献上桃の郷」移住定住促進空家バンク等の推進により、適正管理や農地付き住宅としての活用など、既存建築物の利用促進を図ります。
- 農地の都市的土地利用への転換については、合理的かつ計画的な利用調整を図ります。
- 公立藤田総合病院が立地する国見町境界部の市街化区域（飛び地）周辺については、国見町と連携しながら計画的な利用調整を検討します。
- 桑折町民研修センター「うぶかの郷」については、老朽化や度重なる地震による被害が著しく、施設管理や運営が課題となっていますが、本町唯一の宿泊・休憩施設として重要なため、運営のあり方を民間活力の導入も視野に入れ検討します。
- 農業振興活動拠点施設「レガーレこおり」については、「食」と「農」の魅力を発信する交流施設として、地産地消の促進や地域農業の振興など、活力ある地域づくりを推進します。



② 農用地ゾーン(農用地区域)

水田・畑・果樹園等の農地は、農業基盤整備による営農環境整備の促進、農地の集約化等による経営の安定化等により、地域農業の保全と活性化を図ります。

また、「献上桃の郷」として産地の維持に努めます。

- 意欲ある担い手へ農地の集積・集約化を促進するため、関係機関と連携しながら「農地中間管理事業」等の活用を推進します。

- 地域の農業と農地を将来に渡って守り、残していくため、地域と一緒に「地域計画」の策定・見直しに取り組みます。
- こおり桃源郷・ピーチリバーアーク 157 は、市街地とのアクセスの強化、まちとかわの回遊・体験空間の形成、周辺施設との連携による多様な交流活動を展開します。
- 地域振興等の計画的な整備・誘導が必要な地区、幹線道路の沿道環境として都市的土地区画整理事業等を活用して、周辺環境と調和した土地利用を検討します。



(3) 森林エリア(森林ゾーン).....

森林は、水源涵養機能として水資源の貯留、洪水の緩和、雨水流出量の平準化といった働きをするとともに、森林浴等により人々に癒しを与えるなど、多面的機能を有するため、関係機関や町民と連携しながら維持・保全・活用を図ります。

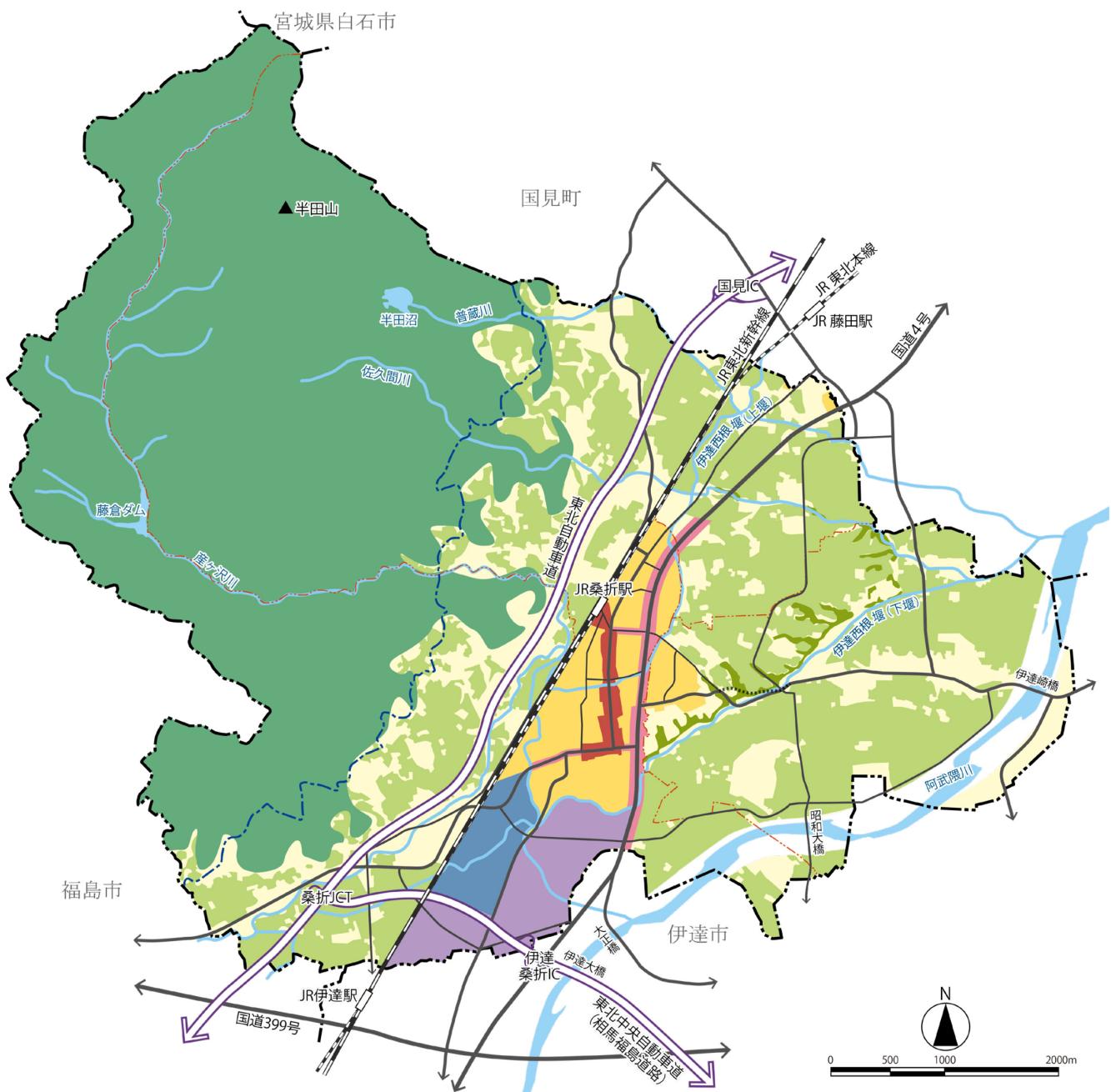
- 森林環境教育については、子どもたちに体験活動等を通じて「森林はいかに重要な役割を担っているか」理解を深めてもらうため、関係機関と連携し、取組みを推進します。
- 半田山等の森林（ふくしま森林再生事業等の対象区域）については、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林の水源涵養機能を維持しながら放射性物質対策を行います。
- 半田山自然公園については、シラネアオイの群生地など貴重な山野草の植生があるため、美しい自然環境の保全に努めるとともに、効果的なPRを行い観光資源として活用を図ります。
- 半田財産区の森林については、財産区管理会に諮りながら適正な管理・保全に努めます。



3. 立地適正化計画の検討

本町の将来人口や高齢化状況、主な都市機能や空き地・空き家状況、公共交通網の状況、災害等の危険性等を分析・勘案し、居住機能や様々な都市機能を誘導することによって、さらなる持続可能な都市構造への再構築を目指すため、立地適正化計画の策定を検討します。

■土地利用方針図



【都市構想エリア】	【農地・集落エリア】	【森林エリア】	【その他】
住宅地ゾーン	農村集落ゾーン	森林ゾーン	自動車専用道路
商業地ゾーン	農用地ゾーン		幹線道路
沿道生活サービスゾーン			幹線道路 (計画ルート)
工業地ゾーン			鉄道・駅
複合機能創出ゾーン			河川・水路・湖沼
			段丘斜面林

1. 基本方針

- 東北中央自動車道（相馬福島道路）の全線開通を契機に、広域交通ネットワークとの連携強化を図るため、将来的な交通需要を見定めた道路整備を進めます。
- 幹線道路、生活道路については、必要性や優先度に応じた修繕等、効果的・効率的な整備を進めます。
- 歩行者・自転車の道路空間については、利用環境の充実や安全性の確保、景観形成など、安全で快適な町民生活を支える道路整備を進めます。
- 道路施設の長寿命化等については、「桑折町舗装長寿命化修繕計画」「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、効率的な維持・更新を図ります。
- 長期未着手の都市計画道路については、整備の必要性を検証し、存続・変更・廃止などの見直しを検討します。

2. まちづくり方針

(1) 道路ネットワークの整備

① 自動車専用道路

東北自動車道、東北中央自動車道（相馬福島道路）については、交通インフラの優位性を活かし、町の魅力を高める道路として最大限の活用を図ります。

② 広域幹線道路

国道4号は、円滑な交通処理や災害時の物資輸送等を行う重要な道路であるため、関係機関と連携し機能強化の検討を図ります。

また、福島都市圏北部における円滑な交通ネットワークの早期構築に向け、沿線市町と連携し、福島北道路の桑折町までの延伸と国道4号への接続、周辺補完道路の整備について、国へ引き続き要望します。

③ 主要幹線道路

町中心部の交通を円滑に処理し、地域間の交流強化やアクセス性の向上を図るため、（一）国見・福島線、（一）飯坂・桑折線、（一）保原・伊達崎・桑折線、（主）浪江・国見線を主要幹線道路として位置づけ、関係機関と連携し整備を図ります。

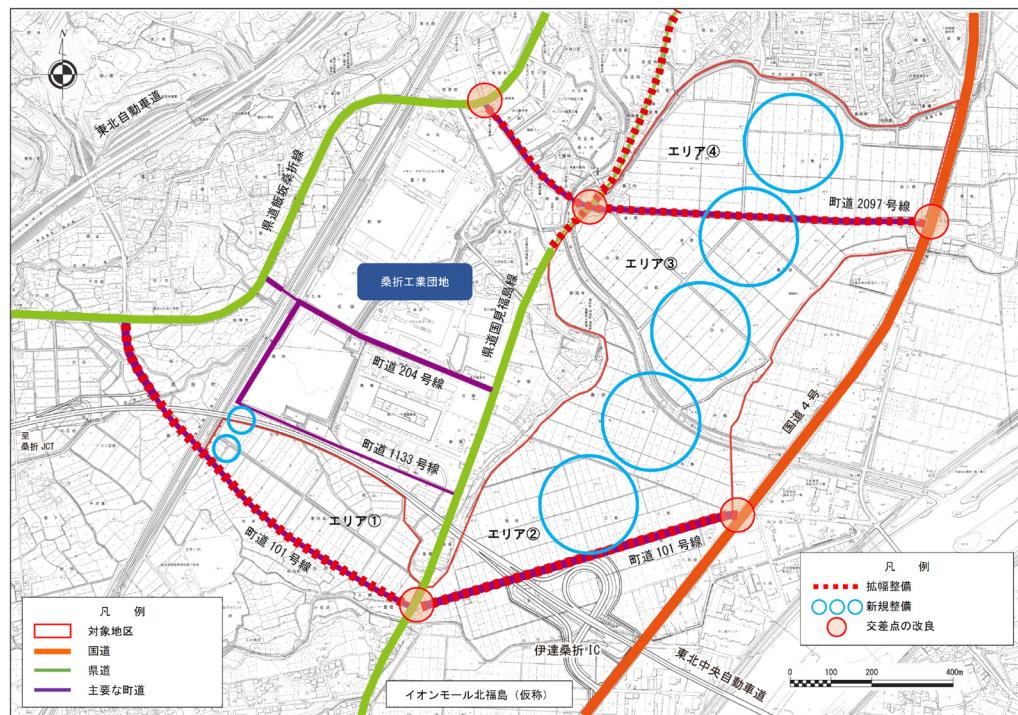
- (一) 国見・福島線（旧奥州街道）については、交通の円滑な処理や安全な歩行者空間の確保のため、関係機関と連携し必要に応じた整備を図ります。また、街並み景観の保全や都市防災の観点から、無電柱化を検討します。
- (一) 飯坂・桑折線、(一) 保原・伊達崎・桑折線等については、福島市、伊達市、国見町との道路ネットワーク強化に向け、関係機関と連携し必要に応じた整備を図ります。
- (主) 浪江・国見線の伊達崎橋改修事業については、関係機関と連携し整備を図ります。
- (一) 保原・伊達崎・桑折線道路改良事業の上郡工区については、関係機関と連携して整備を図ります。
- (一) 国見・福島線の産ヶ沢橋改修事業については、関係機関と連携し整備を検討します。
- 工業団地周辺の道路環境については、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて、関係機関と連携し必要に応じた整備を検討します。

④ 地域幹線道路

地域幹線道路には、広域幹線道路や主要幹線道路を補完し、道路ネットワークを形成・強化する機能が求められます。そのため、町道 101 号、町道 102 号、町道 107 号、町道 208 号、町道 211 号、町道 2097 号、ピーチラインを地域幹線道路と位置づけ、整備を図ります。

- 町道 101 号については、東北中央自動車道（相馬福島道路）の交通利便性等のポテンシャルを活かし、流通や地域振興など多様な機能立地の実現に向けて、「伊達桑折 IC 周辺インフラ整備基本構想」に基づき、道路ネットワークの形成・強化を図ります。

■伊達桑折 IC 周辺の道路整備方針



出典：伊達桑折 IC 周辺インフラ整備基本構想（令和 5 年 1 月）

⑤ 市街地幹線道路

市街地幹線道路には、国道4号や県道への連絡道路としての役割、市街地交通の円滑な処理、安全な歩行者空間の確保等が求められます。そのため、町道109号、町道202号、町道203号、町道2043号、町道3258号、町道4010号、町道4023号を市街地幹線道路と位置づけ、良好な道路環境の形成を図ります。

- 桑折駅前については、安全な歩行者空間の強化や交通結節点として機能の充実を図るため、必要な整備を推進します。
- 通学路については、町関係機関、教育委員会、小・中学校、道路管理者、警察署と合同点検を実施します。点検結果については、「桑折町通学路交通安全プログラム」に基づき、PDCAサイクルによる改善を図ります。

⑥ 主要な生活道路等

主要な生活道路等については、町民の利便性や安全性を向上させる道路として、狭あい道路の改善や段差の解消、電柱の移設など、地域の実情に応じて、計画的な維持・改善を図ります。

- 国道4号へ連絡する道路については、道路ネットワークの強化が今後さらに重要となるため、その整備を検討します。
- 除雪対応については、「町道除雪計画」に基づいて、積雪時の通行確保に努めます。
- ゾーン30プラスについては、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の確保に向け、警察と連携して整備を検討します。
- 法定外公共物（赤道・青道）の維持管理については、各町内会との情報共有に努め、きめ細やかな対応を図ります。

(2)歩行者・自転車利用空間・・・・・・・・・・・・

歩行者利用空間については、歩行者と車両の分離や歩道の段差解消等、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが安全で快適に歩くことができる空間の創出に努めます。

自転車利用空間については、自転車ネットワークの形成や通勤、通学の実態に応じて、利用環境の向上に努めます。

- 「こおりの小径」等の散策ルートについては、歩行者の安全対策や誘導サイン等の充実を図ります。
- 自転車ネットワークについては、阿武隈川サイクリングコース等の利用促進や、こおり桃源郷などの景観資源を活用したコースの整備・拠点設置について検討します。

(3)公共交通

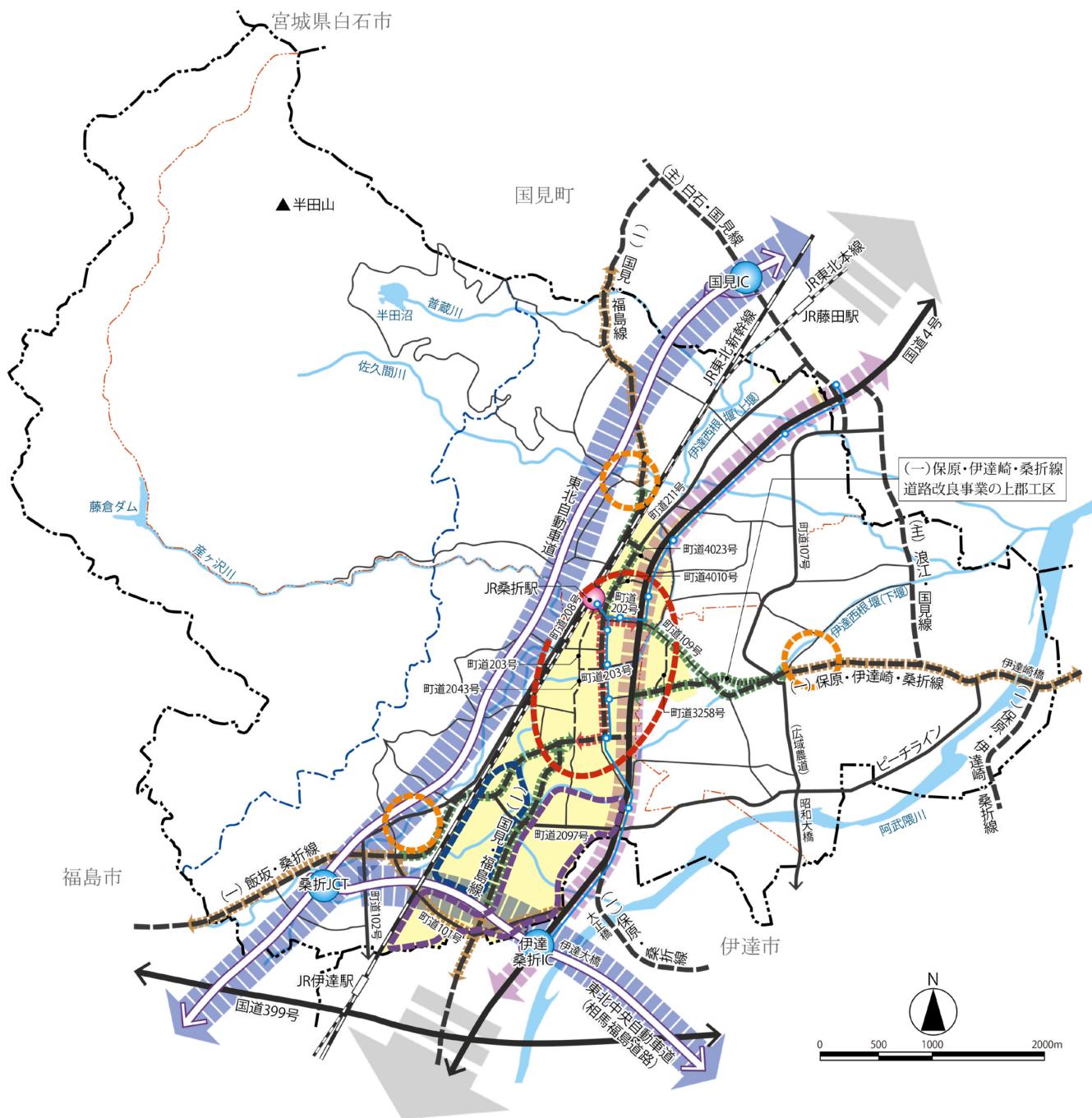
鉄道などの公共交通については、町民の通勤・通学や、年齢・身体的理由等から自ら運転できない交通弱者の足として日常生活を支えています。このため、今後も持続的で誰もが利用しやすい快適な利用環境の充実に努めます。

- 鉄道（JR）については、ダイヤ改正による利便性の向上や、公共空間のバリアフリー化などを継続して要望することで、交通事業者との連携による利用環境の充実を図ります。
- 路線バス（福島交通）については、町民の日常生活に必要な運行の維持を図るとともに、利用促進に努めます。
- 高齢者のみの世帯が増加傾向にあるため、気軽に外出できるタクシー利用制度（献上桃の郷おでかけバス事業）により、移動手段の確保と高齢者の社会参加の推進を図ります。

(4)道路施設の長寿命化

舗装や橋梁などの道路ストック（施設）は、安全・安心な道路環境を確保するため、定期点検と修繕計画による長寿命化を図ります。

■交通体系整備の方針図



【道路】	【交通結節点】	【都市の軸】	【都市の拠点】	【その他】
自動車専用道路	駅	広域高速交通軸	中心拠点	行政界
広域幹線道路	東北中央自動車道 IC 東北自動車道 IC・JCT	広域都市軸	地域生活拠点	都市計画区域界
主要幹線道路	公共交通	地域連携軸 (都市間連携)	工業拠点	都市構想エリア
主要幹線道路(計画ルート)	JR 東北新幹線	地域連携軸 (拠点間連携)	複合機能創出拠点	地域界
地域幹線道路	JR 東北本線	中心拠点軸		河川・水路・湖沼
市街地幹線道路	バス			
主要な生活道路				

第3節 安全なまちづくりの方針

【防災】

1. 基本方針

- 大規模地震や豪雨等の自然災害の発生に備えて、「桑折町地域防災計画」「桑折町国土強靭化地域計画」等に基づき、市街地や集落地の防災性を高め、人的被害を最小限にとどめる取組みを進めます。
- 自治体や民間事業者等との災害時応援協定の締結推進により、大規模災害時に備えた各種応急復旧活動の充実・強化を図ります。
- 町民が安心して生活できる地域社会を守るため、交通安全や防犯活動等の生活安全対策を推進します。

2. まちづくり方針

(1) 自然災害被害の軽減など安全対策の強化・・・・・・・・・・・・

① 水害等に対する安全対策の強化

国・県・流域自治体と連携し、治水安全対策を進めます。

- 阿武隈川、産ヶ沢川、佐久間川等の河川については、国や県等の関係機関へ治水安全対策の強化を要請します。
- 新堀川については、伊達市等関係機関と連携し治水安全対策の強化を図ります。
- 開発行為に伴う流量増対策については、防災調整池の設置など、「流量増対策基準」の遵守を指導します。
- 伊達崎排水機場については、大雨、洪水時に湛水防止・被害軽減に必要な施設のため、施設の修繕や管理用機器の更新を計画的に実施します。
- 赤川原排水機場については、関係機関と連携して整備を図ります。

② 土砂災害等に備えた安全対策の強化

土砂災害警戒区域の基礎調査や砂防事業・治山事業等に係る要望を継続するとともに、ハザードマップの全戸配布などにより危険区域の周知に努め、安全対策の強化及び防災意識の向上を図ります。

- 山地斜面の崩落・地すべり等による土砂災害を防止するため、砂防関係施設・治山関係施設等の整備要望に努めます。
- 土砂災害（特別）警戒区域等については、ハザードマップの配布等により、災害の危険性について周知を図り、危機管理意識の啓発に努めます。

③ 除雪対応の強化

「桑折町町道除雪計画」に基づき、冬季期間の道路除雪に備えることで、冬期道路の持続的な安全対策の推進や積雪時に支障をきたさない自動車通行等の確保など、除雪対応の強化を図ります。

また、効率的な除雪作業及び災害級の豪雪等を想定した除雪体制の充実を図るため、国、県など他道路管理者への支援要請を含めた対応を検討します。

さらに、小中学生の通学路の安全確保、歩行者の通行確保を図るため、町民・関係者との協働による除雪体制の強化を推進します。

- 生活道路の除排雪については、地域住民との協働による除雪体制の構築を図ります。

④ 地震災害に備えた安全対策の強化

「桑折町地域防災計画」「桑折町国土強靭化地域計画」等に基づき、住宅や公共公益施設（庁舎等の町有施設、小中学校等の教育施設、公民館・体育館等の社会教育施設、道路・橋梁等の道路施設、ため池等の農業水利施設など）については、計画的な維持修繕を行うとともに耐震性向上を進め、地震に対する安全性の確保を図ります。

(2)都市の防災・減災対策の強化.....

① 防災拠点・避難所等の充実・強化

役場庁舎は、あらゆる災害に備えた防災減災拠点として、災害対策本部や避難所の中核となるため、その機能等について、庁舎を活用した地域防災訓練等の実施により、町民へ広く周知を図ります。さらに、有事の際に能力を最大限発揮できるよう、庁舎の防災機能、備蓄品の充実・強化に取り組みます。

また、指定避難所・福祉避難所等は、老朽化対策、耐震化、備蓄倉庫の充実、施設内設備の点検及び計画的な維持修繕など機能の強化・予防保全を図るとともに、災害時に一時避難所として利用可能な公園や空き地などのオープンスペースについては、適正配置を推進します。

② 指定緊急輸送道路、避難路等の機能強化

指定緊急輸送道路は、災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行う重要な道路であるため、災害時にその機能が発揮されるよう整備・機能強化を推進します。

避難路については、避難経路となる生活道路・橋梁の安全性などを常に点検し、必要に応じた改善など、適正な維持管理の推進を図ります。

③ 災害時のライフラインの確保

災害時におけるライフラインの確保を図るため、電気・通信・ガス・上下水道の災害予防対策を講じます。

④ 住宅・建築物の耐震化

1981（昭和56）年5月31日以前に工事着手した木造建築物（旧耐震基準）は、耐震化の必要性・重要性に関する普及啓発を行い、耐震改修工事に対する助成等の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

⑤ 地域防災力の強化

災害発生時に被害を最小限にとどめるため、住民自治協議会との連携による避難行動要支援者の事前把握、防災訓練や各種研修による防災意識の高揚、行政・住民・各種団体が緊密に連携した体制づくり等を推進し、地域コミュニティにおける災害対応力の強化を図ります。

（3）生活安全対策

① 生活道路の安全対策

市街地や集落の生活道路については、緊急時や防災性への配慮、交通危険箇所など、地域の課題に応じて、狭い道路の改善や歩行者・自転車の交通安全対策を計画的に進めます。

また、地域生活拠点へのアクセス道路や通学路などは、町民の利便性や安全性の向上を図る道路として重要なため、段階的に改善・整備を図ります。

② 防犯活動

夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生を防止するため、町内に設置された防犯灯の適切な維持管理及び要望に基づいた新規設置を計画的に実施します。

また、町の広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用して、防犯知識の周知徹底に努めるとともに、夜間等の防犯パトロールなど、地域ぐるみで自主防犯活動を促進します。

第4節 良好な住まいのあるまちづくりの方針

【住環境】

1. 基本方針

- 移住・定住の促進を図るため、子育て世代や多様化するライフスタイルにあわせた住環境の整備や支援策の充実を図ります。
- 住宅の耐震化や高齢化等に配慮した住宅の整備・改善を促進します。また、空き家の適正な管理等を促進します。
- 町営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、民間住宅を活用した公的賃貸住宅の供給支援を図ります。

2. まちづくり方針

(1) 良好な住環境の整備

① 住環境(住宅施策等)の充実

若者や子育て世帯、都市圏住民（Iターン、Uターン）などの移住・定住促進につながる住宅施策を引き続き進めるとともに、空き家・空き地等を活用し、適切な住宅供給を促進します。

また、東北中央自動車道（相馬福島道路）の全線開通による自動車交通の利便性向上など、本町の立地条件の優位性を活かし、移住希望者に向けた情報の発信や住宅地の整備など、移住・定住促進に向けた取組みを推進します。

- 若者等の経済的負担を軽減する各種補助金の充実を図り、移住・定住促進につながる住宅施策の活用を推進します。
- 都市圏域住民（Iターン、Uターン）等に向けた、移住促進につながる新たなきっかけ作りを検討します。
- 桑折暮らしが体験できる「ホタピーハウス」については、移住希望者に向け情報を積極的に発信することによって、移住のきっかけ作りを推進します。
- 「子育て世帯定住促進住宅（愛称：スマーヨ）」については、戸数拡充を検討します。

② 市街地の住環境

市街地の住環境については、生活道路や公園などの充実により、安全性・防災性・快適性に配慮した住環境の向上に努めます。

③ 身近な生活基盤の充実

中心商店街の活性化や民間資本の誘導によって、身近な買い物・飲食店等の機能の集積を図り、地域コミュニティに対するサービス機能の充実を推進します。

④ 住まいの継承

昔ながらの住まいを継承し、快適に住み続けてもらうため、町内外の良好な事例の収集や情報提供を行うとともに、地元事業者を活用したリフォーム等に対する助成制度の創設を検討します。

⑤ 地域おこし協力隊の定住促進

町内桃農家のもとで「献上桃の郷桑折町」でしか作ることができない桃の栽培技術を継承しながら、産地の維持を図る地域おこし協力隊の定住を促進します。

⑥ 市街化調整区域の住環境

既存集落地については、農業振興との連携を図りつつ、生活道路や排水施設、コミュニティ施設等の改善・整備に努め、豊かな農業環境と共生した集落環境の維持・向上を図ります。

(2)安全・安心な住宅ストックの形成

① 災害に強い住宅の整備等

「桑折町住生活基本計画」等に基づき、地震災害から町民の生命と財産を守るために、耐震診断や耐震改修への助成を行うとともに、耐震化に対する適切な情報提供に努め、住宅の耐震化を促進します。

② 高齢化等に配慮した住宅の整備・改善

高齢化等による身体機能の低下に配慮した居住環境を確保するため、リフォーム助成事業等の創設、介護保険や地域生活支援事業における住宅改修事業などの利用促進を図ります。

③ 空き家等の適正な管理

「桑折町空家等対策計画」等に基づき、空き家調査や所有者の把握、利活用の促進、除却補助、適切な情報発信などにより、管理不全な空き家の解消に努めます。

- 町内の空き家等については、「桑折町空家等対策計画」に基づく、「献上桃の郷こおり」移住定住促進空家バンクの充実など、各施策に取り組むことで適正管理を促進します。

(3)町営住宅の適切な管理等・・・・・・・・

「桑折町公営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うため、定期的な点検や修繕等のデータ管理による状況の把握、将来の需要見通しに基づく事業方法の選定など、長寿命化に資する管理や改善を計画的に推進し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減等を目指します。

桑折駅前団地（災害公営住宅・復興公営住宅）については、空き状況を見極めつつ、公的住宅の目的外使用を適用した「子育て世帯定住促進住宅（愛称：スモーヨ）」として、定住促進に向けた利活用を推進します。

第5節 人にやさしいまちづくりの方針

【福祉・子育て】

1. 基本方針

- 公共空間や公共施設などは、すべての町民が、安心して快適に生活を送れるような公共空間の整備など、人にやさしい都市環境の形成を目指します。
- 公共公益施設や民間の集客施設等については、ユニバーサルデザインの視点に立ちバリアフリー化を進め、利用しやすい施設の整備や改善に努めます。
- 「桑折町地域福祉計画」等に基づき、福祉・保健・医療・介護サービスとの連携を図りつつ、地域福祉活動に資する施設の充実や居住環境の整備を促進します。

2. まちづくり方針

(1) 人にやさしい都市環境・・・・・・・・・・・・

① 公共空間の整備

誰もが身近な地域で安心して生活を送れるよう、道路や公園、公共施設の段差解消（バリアフリー化）、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置など、快適に利用できる施設整備や改善に努めます。

② 子育て支援

「桑折町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや子育て家庭が安全・快適な生活を送れるよう、「子育てを支援する生活環境の整備」と「子どもの安全の確保」の施策に取り組みます。

- 「子育てを支援する生活環境の整備」については、定住促進のための町営住宅の利活用（子育て世帯定住促進住宅（愛称：スマーヨ）等）をはじめ、多目的複合施設「イコーゼ」の機能充実、子どもたちの遊び場となる公園の整備など、引き続き、子育て家庭の視点を踏まえたより良い生活環境づくりを進めます。
- 「子どもの安全の確保」については、子どもたちが事件や事故の被害に遭うことがないよう行政・地域・防犯ボランティア等との協働による防犯体制を強化し、子どもたちの安全確保と防犯意識の向上に努めます。

③ 献上桃の郷おでかけバス事業

高齢者のみの世帯が増加傾向にあるため、気軽に外出できるタクシー利用制度により、移動手段の確保と高齢者の社会参加の推進を図ります。

(2)利用しやすい施設の整備 ······

① 公共施設の整備

新設・増設する公共施設については、県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、身体障がい者用駐車場、スロープ、点字ブロック、トイレ等を整備することにより、誰もが利用しやすい公共施設を整備します。

② 民間大規模施設

民間大規模施設は、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化を促進します。

③ 高齢化に配慮した住まいの整備

高齢者や障がい者が安心・安全に生活することができるよう、介護保険や地域生活支援事業における住宅改修事業などの周知と利用の促進を図るとともに、町営住宅については建て替えの際にバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

④ 居住の場への支援の充実

障がい者が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備促進や住宅改修費の助成など、生活の場の確保やサービス提供体制の充実を図ります。

(3)地域福祉(生涯学習)との連携 ······

子育て、一人暮らし高齢者、要介護者など、支援を必要とする方が地域で安心して暮らすことができるよう「桑折町地域福祉計画」等に基づき、福祉・保健・医療・介護サービスとの連携を図りつつ、地域福祉活動に資する施設の充実や、高齢者に対応した住宅整備等の促進を図ります。

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「桑折町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と連携して、利用しやすい公共施設の整備等を推進します。
- 安心して出産し子育てができるよう「桑折町子ども・子育て支援事業計画」と連携して、子どもたちの遊び場となる公園等の環境整備を推進します。
- 障がい者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送れるよう、「桑折町障がい者計画」と連携して、グループホームの整備等を促進します。
- 地域住民が生涯学習活動の中心的な場である社会教育・社会体育施設を活用できるよう、「桑折町生涯学習推進基本計画」と連携して、施設の安全確認と機能の充実に努めます。

第6節 水と緑のまちづくりの方針

【自然環境】

1. 基本方針

- 緑の拠点である半田山、桑折西山城跡、こおり桃源郷、丘陵地や河岸段丘の斜面林や水辺骨格軸である阿武隈川等については、豊かな自然環境の維持・保全を図ります。
- 河川や水辺の環境保全活動、生活排水の適正な処理など、水質保全につながる施策に取り組み、水環境の積極的な保全に努めます。
- 「再生可能エネルギー推進の町」宣言に則り、自然環境への負荷を極力抑え、地球温暖化防止や低炭素・循環型社会の実現に向けて、太陽光、小水力など再生可能エネルギーの積極的な活用を推進します。

2. まちづくり方針

(1) 豊かな自然環境の保全

森林は、水源涵養機能として水資源の貯留、洪水の緩和、雨水流出量の平準化といった働きを有するとともに、森林浴等により人々に癒しを与える場でもあります。また、農地は農作物の供給や自然環境の保全など多面的な機能を有するとともに、風土に馴染んだ農村景観の形成といった側面も併せ持っています。

こうした重要な機能を有する森林や農地については、関係機関や町民と連携しながら効果的な施策を展開することで維持・保全を図ります。

- 半田山等の森林（ふくしま森林再生事業等の対象区域）については、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林の水源涵養機能を維持しながら放射性物質対策を行います。
- 半田山自然公園については、シラネアオイの群生地など貴重な山野草の植生があるため、美しい自然環境を保全します。
- 半田財産区の森林については、財産区管理会に諮りながら適正な保全に努めます。
- 荒廃森林については、保育や間伐などによる適切な管理に努めます。
- 産ヶ沢川ホタル自然公園については、関係団体と連携しながらホタル群生地としての環境保全を促進します。
- 農地が有する多面的機能については、「多面的機能支払交付金」の活用などにより地域の主体的な協働作業を促進することで維持・保全に努めます。
- 森林環境教育については、子どもたちに体験活動等を通じて「森林はいかに重要な役割を担っているか」理解を深めてもらうため、関係機関と連携し、取組みを推進します。

(2) 身近な水と緑の充実

① 水と緑の利用環境の充実

半田山自然公園やピーチリバーク 157 等は、水と緑を活用した多目的交流施設として、利用環境の充実を図ります。

- 半田山自然公園については、自然観察や体験学習、保健休養・療養（森林セラピー）、観光・レジャー等の多目的利用に向けた魅力の向上と、適正な運営管理のあり方を検討し利用者の拡大に努めます。
- 桑折西山城跡については、歴史・文化資源と緑を活かした交流施設としての機能強化を図ります。
- ピーチリバーク 157・こおり桃源郷については、市街地とのアクセスの強化、まちとかわの回遊・体験空間の形成、周辺施設との連携による多様な交流活動を展開します。

② まちなか緑(公園・緑地等)の育成

市街地において身近で気軽に利用できる緑（公園・緑地等）は、コミュニティづくりの場、都市防災、景観形成といった多様な役割を担うことから、計画的な維持・修繕を図るとともに日常生活にゆとりや潤いをもたらす空間として育成を図ります。

また、緑の環境を守り育て、恒久的に管理するため、街路樹やポケットパーク、まちかど花壇の設置など町民との共創（ボランティアの育成・相互扶助など）による活動を活性化することで都市緑化の推進を図ります。

- JR 桑折駅前広場については、美化活動（花いっぱい運動や清掃）により、魅力の向上を図ります。
- 都市公園等については、利用状況などを加味しつつ、利用者の安全・安心を確保するため、公園施設の点検、修繕などを実施します。

③ 水と緑のネットワークづくり

こおりの小径の散策路をはじめ、阿武隈川、西根堰等を活用し、水と緑を結ぶ様々なネットワークを形成します。

(3) 河川等の維持管理と生活排水の適正管理

① 河川・水路等の維持管理

阿武隈川や伊達西根堰の水質改善については、福島市等の上流域との連携を図りながら施策に取り組みます。

その他、地域状況に応じ、住民との協働による道水路（里道・水路）の維持管理に努めます。

② 生活排水の適正管理

良好な水環境の保全を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、必要に応じた生活排水処理計画等の見直しを検討します。

- 「桑折町公共下水道基本計画」「桑折町生活排水処理計画」「下水道ストックマネジメント計画」「桑折町下水道事業経営戦略」に基づき、公共下水道の効率的・計画的な整備、普及促進を図るとともに、下水道施設の適正な維持管理、経営基盤の強化に努めます。
- 下水道計画区域外は、合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を促進します。

(4)環境共生の推進

① 再生可能エネルギーの活用、環境負荷軽減に向けた取組みの推進

「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」に基づき、町民、事業者、町が一体となって地域特性にあった再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱、木質バイオマス、小水力発電等）の導入を推進することで、再生エネルギーによる電力生産量の向上を目指します。そして、本町の豊かな自然環境や景観、歴史的・文化的風土、豊富な水資源との調和を図ります。

また、「桑折町地域まるごと省エネ計画」「桑折町役場地球温暖化対策実行計画」に基づく省エネルギー対策、公共事業における二酸化炭素排出削減などに取り組み、総合的・計画的な環境負荷の軽減に努めます。

② ごみ排出量の削減とリサイクル

環境と共生する持続可能な循環型社会の実現に向けて、一人一日当たりのごみ排出量の削減や一般廃棄物のリサイクル率向上を一層推進します。

■水と緑のまちづくりの方針図



【豊かな自然環境】	【水と緑の拠点】	【水と緑のネットワーク】	【その他】
森林・緑の環境 (森林ゾーン)	緑の拠点	緑のネットワーク	自動車専用道路
農地の緑 (農用地ゾーン)	水辺骨格軸	こおりの小径	幹線道路
農村集落ゾーン			幹線道路 (計画ルート)
段丘斜面林			鉄道・駅
河川・水路・湖沼	公園・緑地等		行政界
	学校		都市計画区域界
			地域界

第7節 景観まちづくりの方針

【景観】

1. 基本方針

- 桃畠が広がる「こおり桃源郷」、桑折西山城跡や旧伊達郡役所など、自然・歴史的景観については、桑折町を代表する景観資源として後世に恒久的に継承できるよう保全を図ります。
- 旧奥州街道沿いの街並みについては、住商混在による商業地が形成され、往時をしのばせる建造物が残ることから、街並み景観の保全に努めます。
- 住民との協働により、こおりならではの良好な景観形成を図っていきます。

2. まちづくり方針

(1)美しい自然景観の保全・活用……………

半田山の森林、町一円に広がる田園風景、桃畠が広がる「こおり桃源郷」等については、桑折町を代表する景観資源として保全・活用を図ります。

また、景観法などの制度を活用し、半田山の稜線を阻害するような高い建築物等の規制誘導、電柱や看板類の整理について検討を進めます。

- 阿武隈川周辺は、「こおり桃源郷」、ピーチリバーク 157 等が一体となった施策の展開と活用を図り、多くの人が訪れる賑わいと活気にあふれる景観の形成を図ります。
- 半田山や周辺の山地・丘陵地、河岸段丘の斜面林と農地が織りなす穏やかな景観は、都市景観に潤いを与える重要な要素として積極的な保全を図ります。
- 半田山自然公園は、四季折々の風景や山開き PR などの情報を効果的に発信することにより、来訪者の増加や知名度の向上につなげるなど、景観資源としての活用を図ります。
- 森林や農地などの自然景観は、農林業の担い手育成支援を関係機関と連携しながら積極的に推進し、保全を図ります。

(2)歴史的景観の保全・活用・・・・・・・・

桑折西山城跡や旧伊達郡役所、寺社などの伝統的な景観を保全・活用していくとともに、旧街道、伊達西根堰、半田銀山遺跡（女郎橋）、その他の建築物、土木遺産など、まちの歴史に深くかかわってきた景観資源の再生・活用についても検討します。

- 桑折西山城跡や旧伊達郡役所等は、歴史的景観を保全するため適正な管理に努めるとともに、「歴史的風致維持向上計画」や情勢の変化などを踏まえ整備を推進することで来訪者の増加や知名度の向上につなげるなど景観資源としての活用を図ります。
- 「こおりの小径」等の散策ルートについては、景観資源活用に向けた効果促進を図るために、歩行者の安全対策や誘導サインの充実、休憩場所の配置検討等を進めます。

(3)街並み景観の保全・育成・・・・・・・・

住宅地は、宅地内緑地の保全や生け垣等の緑化を促進することで、周辺景観との調和を保ち、ゆとりと潤いのある街並み景観の育成を図ります。

旧奥州街道沿いの街並みについては、中心商店街における無電柱化の検討、住民との協働による景観法などを活かした基準づくりの検討を行います。また、文化財登録制度を活用した歴史的建造物の保全、案内標識や案内板の整備による回遊性の向上など、地域特性に配慮しながら統一感と個性を残した、昔ながらの住商混在型の景観保全に努めます。

農村集落については、風土に馴染む穏やかな景観を守っていきます。

- 旧奥州街道沿いの街並み景観については、町民の意向把握に努めながら、景観保全に向けた計画策定を検討します。

第8節 交流を育むまちづくりの方針

【観光・交流】

1. 基本方針

- 本町は自然・歴史・文化など、恵まれた地域資源を有しており、これらを活かしたイベント開催など、「訪れてよし」と思われる地域づくりを進め、交流拡大を目指します。
- 本町の情報発信については、ICT の効果的な活用やシティープロモーションの展開など、さらなる知名度の向上に努め、交流拡大を目指します。

2. まちづくり方針

(1) 観光・交流の地域づくり

① 交流機能の充実・強化

「訪れてよし」と思われる地域づくりに向けて、「桑折町歴史的風致維持向上計画」に基づく、桑折西山城跡、旧伊達郡役所、阿武隈川等の地域資源を活かした事業展開や、町民や関係機関と連携した各種イベントの開催（半田山山開き、ホタルまつり、駅前イルミネーションなど）等によって、町の魅力・回遊性の向上につながる交流機能の充実・強化を推進します。

- JR 桑折駅前については、賑わい形成や交流促進に資する都市機能の検討を図ります。
- 桑折西山城跡や旧伊達郡役所周辺は、「歴史的風致維持向上計画」や情勢の変化などを踏まえ、整備を推進することで歴史的風致の維持・向上を図ります。
- 旧伊達郡役所周辺については、観光交流、情報発信（交流を促進するガイダンス）、地域づくりに関する機能を持つ拠点整備を推進します。
- 町中の交流促進に向けて「交流」「子育て」等の機能が充実した「ここにしかない複合施設（商業施設・認定こども園等）」と中心商店街等の連携を検討します。
- 桑折町民研修センター「うぶかの郷」については、指定管理による民間事業者のノウハウを活かし、町の魅力・情報発信に努めます。
- 農業振興活動拠点施設「レガーレこおり」については、「食」と「農」の魅力を発信する交流施設として、地産地消の促進や地域農業の振興などの活力づくりを推進します。
- ピーチリバーアーク 157・「こおり桃源郷」は、まちとかわの回遊・体験空間として、周辺施設との連携による多様な交流事業を展開します。
- 桑折西山城跡等の歴史的遺産については、歴史案内人を活用した事業を展開し、町の魅力向上につながる歴史・文化に関する情報を発信します。
- 農産物のブランド化や6次産業化等については、関係機関と連携して推進します。

② 自然環境を活かした交流促進

半田山の森林、丘陵地や河岸段丘の斜面林、阿武隈川などの豊かな自然や「こおり桃源郷」と都市機能が共生する樹園都市の魅力について、自然環境を活かした施策と効果的な情報発信によって、交流促進を図ります。

- 半田山自然公園については、四季折々の風景や山開きのPRなど一年を通して効果的な情報発信や施設の老朽化対策を進めることにより、自然を活かした交流促進を図ります。
- 産ヶ沢川ホタル自然公園周辺については、ホタル群生地としての環境保全・整備を図るとともに、関係団体と連携して「桑折町ホタルまつり」を開催し、交流促進を図ります。
- ピーチリバーサイクリングロード・「こおり桃源郷」等については、関係団体と連携して多様な事業を展開し、交流促進を図ります。
- 「こおり桃源郷」等の農地については、地域おこし協力隊など農業担い手の育成などにより恒久的に保全することで、景観資源を活かした交流促進を図ります。

(2)インフラとの連携・充実

来訪者に快適で満足度の高い交流を提供するには、地域交通インフラとの連携と交流施設の基盤整備が重要な要素となります。そのため、桑折西山城跡、旧伊達郡役所、阿武隈川等の地域資源を活かした観光・交流の地域づくりに合わせ、施設周辺の道路環境の充実・基盤整備（駐車場、駐輪場、歩行環境、サイクリングロード、休憩スポット、案内板・誘導サイン、トイレ等）を検討します。

- 「こおり桃源郷」周辺については、交流促進に向けて、周辺道路の充実や駐車場の整備等を検討します。
- 阿武隈川や「こおり桃源郷」などの良好な景観スポット周辺については、散策ルートやサイクリングコース等の整備を検討します。
- 桑折西山城跡や旧伊達郡役所周辺については、「歴史的風致維持向上計画」や情勢の変化などを踏まえた整備を推進します。
- 桑折駅前については、交流促進に資する都市機能や交通結節点として機能の充実を図るため、必要な整備を推進・検討します。
- 国道4号へ連絡する道路については、道路ネットワークの強化が今後さらに重要となるため、その整備を検討します。